給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第３号
相模原市南区相模大野７丁目35番２―405号
再生債務者　大木　　聡
１　決定年月日時　平成30年５月23日午前11時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年６月13日まで
４　一般異議申述期間　平成30年６月27日から平成30年７月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（再ロ）第１００２４号
東京都大田区上池台３―22―４
再生債務者　疋田　利幸
１　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年６月19日まで
４　一般異議申述期間　平成30年７月３日から平成30年７月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（再ロ）第３号
京都市東山区福稲下高松町45番地４
再生債務者　綿引　　博
１　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年６月20日まで
４　一般異議申述期間　平成30年６月27日から平成30年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成３０年（再ロ）第４号
京都市東山区福稲下高松町45番地４
再生債務者　綿引　由香
１　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年６月20日まで
４　一般異議申述期間　平成30年６月27日から平成30年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成３０年（再ロ）第１５号
大阪府寝屋川市萱島信和町17番１―406号
再生債務者　丸山　　徹
１　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年６月20日まで
４　一般異議申述期間　平成30年６月25日から平成30年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（再ロ）第２４号
大阪市福島区野田２丁目14番13号
再生債務者　伊東　直実
１　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年６月20日まで
４　一般異議申述期間　平成30年６月25日から平成30年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（再ロ）第２号
新潟県長岡市長峰町513番地６
再生債務者　増田　一弘
１　決定年月日時　平成30年５月24日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年６月21日まで
４　一般異議申述期間　平成30年７月５日から平成30年７月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成３０年（再ロ）第１号
福島市東中央１丁目34番地の１　第一三輪コーポ201
再生債務者　黒澤　保夫
１　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月15日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成30年６月14日まで
平成30年５月24日　福島地方裁判所

平成３０年（再ロ）第５号
埼玉県加須市旗井529番地７
再生債務者　島田　優希
１　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月17日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成30年６月14日まで
平成30年５月24日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成３０年（再ロ）第２号
北海道江別市野幌東町24番地の11
再生債務者　中村　繁男
１　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月10日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成30年６月21日まで
平成30年５月24日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再ロ）第４号
北海道旭川市永山１条４丁目４番７号（右）
再生債務者　野呂　　文
１　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月21日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成30年６月21日まで
平成30年５月24日　旭川地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第５号
香川県木田郡三木町大字上高岡92番地
再生債務者　松山　竜平
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年５月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月23日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（再ロ）第８号
大阪市住之江区南港東１丁目６番２―1417号
再生債務者　小島　　朗
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年５月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第２号
静岡県浜松市中区佐鳴台５丁目30番16号　クルロスＷ―６
再生債務者　糸原　慎一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年５月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月23日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成30年５月16日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第2項に基づき公告します。
平成 30 年６月１日
東京都台東区台東４―17―２
全国製紙原料厚生年金基金
代表清算人　畑　　俊一

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は平成30年５月16日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条の規定に基づき公告します。
１．代表清算人　畑　　俊一
２．住所　東京都台東区台東４―17―２
平成 30 年６月１日
全国製紙原料厚生年金基金

企業年金基金変更公告

ＮＯＫ第一企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定に基づき、次のとおり公告します。
１．新事務所の所在地　東京都港区三田３丁目13番12号
２．旧事務所の所在地　東京都港区芝大門１丁目12番15号
３．変更年月日　平成30年６月１日
平成 30 年６月１日
ＮＯＫ第一企業年金基金